

【政治社会学会／会費規程】

第1条 会員は、毎年、総会開催日までに会費を納めなければならない。

第2条 会員の納める会費の金額は、次のとおりとする。

(1) 個人会員5,000円／年

(2) 法人会員50,000円(1口)／年

第3条 会費を2年以上滞納した者は、退会したものとみなす。但し、前項により退会したとみなされた者は、理事会の議をへて滞納分会費を納入することにより、会員の資格を回復することを得る。